



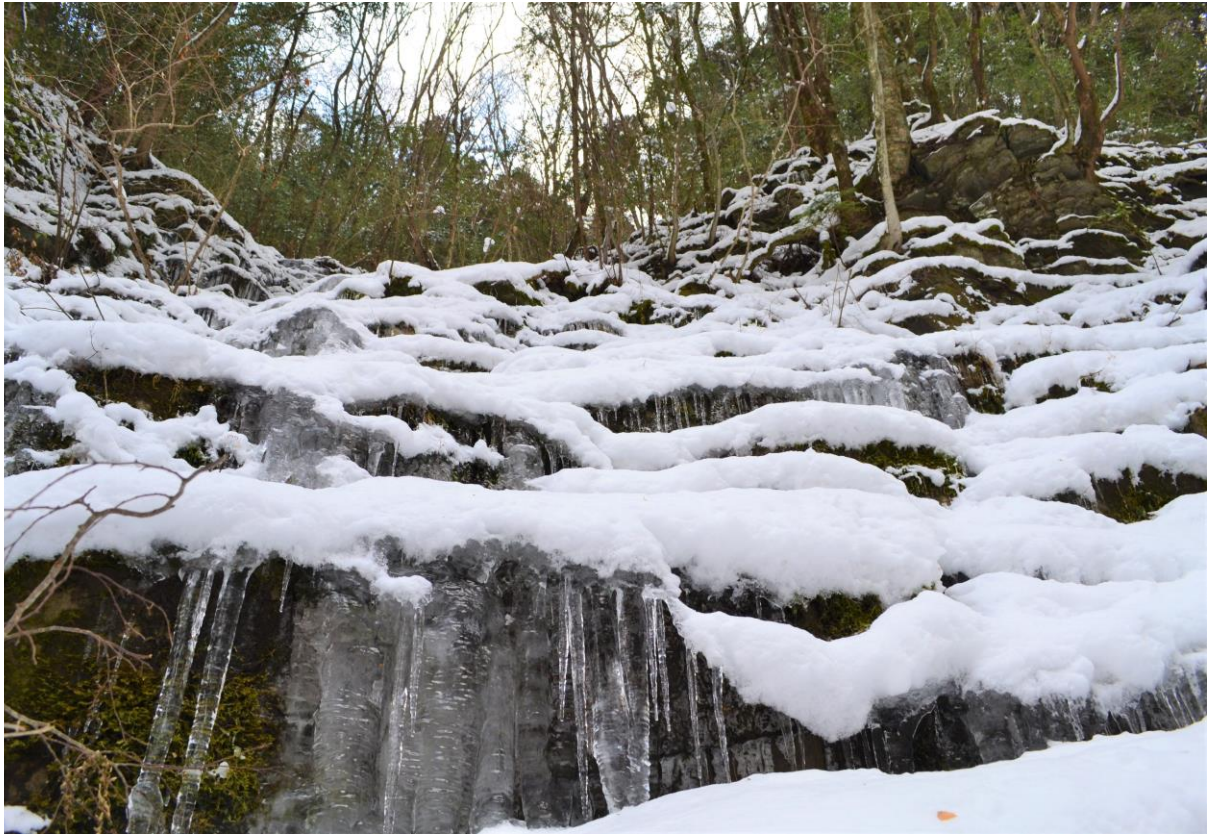
No.205

- 会 報 -

京 築 き け ん ぶ つ

平成 31 年 2 月 5 日

編集 京築危険物安全協会 豊前市大字荒堀 525 番地 1 (消防本部内) ☎(0979) 82-0119



犬ヶ岳
(恐ヶ淵付近)

犬ヶ岳は標高は 1130.8m と当協会エリアの京築地区最高峰です。恐ヶ淵は犬ヶ岳登山道の中で難所の一つとされています。厳しい寒さで凍り付いた氷瀑も、春の訪れとともにゆるみ溶け出しています。今年も、満開のシクナゲの花が咲き誇り訪れた登山者を楽しませてくれることでしょう。

謹んで新春のお慶びを申し上げます

役員名簿

会長	後藤靖司
副会長	弓野廣樹
常任理事	宮下秀人
理事	清本秀樹
別府晋一	鳴海善文
島田進市	松下国広
上ノ段雄嗣	田中唯登志
小野雅之	村尾龍郎
太田秀樹	畠中雄一
樋口真二	小野優治
緒方豊	

京築危険物安全協会 ホームページアドレス

<http://fukuoka.keichiku119.jp/annzenkiken.html>



新年のあいさつ



京築危険物安全協会
会長 後藤 靖司

平成31年の新春を迎え、会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

当協会の事業及び運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援のほど宜しくお願い致します。

また会員の皆様方には、平素からそれぞれの地域や職場において、防災や安全については献身的な働きにご尽力されていることと、存じ上げます。

昨年もその前年と続き、大雨や土砂災害にまつわる大規模な災害が発生し、多くの尊い命が犠牲になりました。

亡くなられた方々のご冥福を祈り申し上げますとともに、被災された皆様には、心よりお見

舞い申し上げます。

特に4月に発生した、中津市耶馬溪町の斜面崩落については、私たちの生活圏のすぐ隣で起こったものでした。このような災害がすぐ近くで発生していることに、他人事でない怖さを感じました。

新たな年のスタートになりましたが、多大なる被害が発生している災害は、いっどこで発生するかわかりません。そのためにも、「自分たちの地域や職場は、自分たちで守る」との意識のもと、協会員の皆様をはじめ、消防本部などの関係機関と連携し啓発事業を通し、安全・安心な地域づくりに貢献してまいりたいと考えています。

各会員におかれましても引き続き当協会へのご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本年も変わらぬ皆様の健康とご活躍を祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

年頭のあいさつ



京築広域圏消防本部
消防長 緒方 豊

平成31年の輝かしい新春を迎え、京築危険物安全協会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、平素から消防行政に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて昨年を振り返りますと、4月11日に発生した中津市市耶馬溪町の土砂災害、また平成30年7月豪雨では西日本を中心として広域的に災害が発生しました。

当消防本部管内でも土砂崩れなどの発生はありましたが、幸いにも死者を伴うものはありませんでした。しかし周辺の身近な地域では甚大な被害が発生し、尊い命が失われました。

自然災害の恐ろしさを改めて感じ「災害は必ず起こる」というこ

とを肝に銘じていく所存です。

このような自然災害はいっどこで発生するかを予想することは非常に困難であります。

しかしながら災害が発生した場合の拡大防止には公助の力だけではなく、地域住民らの自助・共助の対処能力を向上させる必要があると考えています。

京築危険物安全協会は発足時の理念が、まさに昨今呼ばれています共助である自主防災組織の先駆的組織であり、今後は安全協会と消防本部とで、防災思想の啓発をさらに働きかけていきたいと思っています。

消防本部といたしましては消防力と住民サービスの維持しつつ、地域住民の期待に応えるよう消防行政の推進に全力を挙げるとともに「安全安心で住みやすい京築」を目指していきたいと考えています。

終わりに貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げます、ご挨拶といたします。

一年を振り返って

平成30年度中に実施した協会の主な行事

通常総会

第46回通常総会を、5月18日(金)に豊前市内「築上館」で開催しました。



平成29年度及び30年度の全ての議事について慎重に審議が行われ、承認可決されました。総会終了後は、情報交換会が行われ、盛会のうちに終了しました。

危険物安全週間

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されていますが、その利便性の反面、危険性も伴います。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的に危険物安全週間が定められています。

■期間

毎年6月の第2週(日曜日～土曜日までの1週間)

上地 結衣 選手
(エイベックス所属)

この一球
届け無事故へみんなの願い

危険物
災害を
なくそう

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

防災リーダー研修会

7月10日(火)に京築広域圏消防本部講堂において、普通救命講習(参加者17名)を実施しました。

研修では、救急隊が到着するまでの間に、周りに居合わせた人が適切な応急手当を行い、尊い命を救うために、救急法に関する講習やAEDの使い方、人工呼吸及び心臓マッサージ等について、実技指導を交えて習得しました。



消防操法大会

第38回消防操法大会を、10月23日(火)に、九州電力(株)豊前発電所資料館前広場において、開催しました。当日はあいにくの天気でしたが、8事業所9チームが参加し、初期消火技術の向上と自主防災体制の充実を目的に、出場選手たちは日ごろの訓練の成果を競いました。

さらに、本年度より公開競技として消火器競技を実施しました。ぜひ、皆様のご参加をお待ちしております。

なお、今回の成績及び表彰事業所は、下記のとおりです。

最優秀



屋内消火栓の部

田辺三菱製薬工場(株)吉富工場



屋外消火栓の部

田辺三菱製薬工場(株)吉富工場

<屋内消火栓操法の部>

最優秀賞 田辺三菱製薬工場(株)吉富工場

優秀賞 大分製紙(株)豊前工場

敢闘賞 日立オートモティブシステムズ(株)
九州事業所

<屋外消火栓操法の部>

最優秀賞 田辺三菱製薬工場(株)吉富工場

優秀賞 (株)エーピーアイコーポレーション
吉富事業所

敢闘賞 吉野プラスチック(株)福岡工場

通算10回出場	三菱ケミカルエンジニアリング(株) 九州事業所
新人賞	日立オートモティブシステムズ(株)九州事業所
〃	田辺三菱製薬工場(株)吉富工場 (屋外)
〃	豊前東芝エレクトロニクス(株)
〃	(株)エーピーアイコーポレーション 吉富事業所

消火器競技



事業所に設置されている消火栓の使い方や操作要領の習得、新人教育や自主防災の一環として参加してみませんか？まずは見学からでもお待ちしております。

会員視察研修

6月29日(金)に大分県日田市の日田玖珠広域消防組合消防本部及び薫長酒造資料館に視察予定でしたが、薫長酒造資料館を見学中に日田市の一部に大雨による避難勧告が発令されたため、残念ながら研修は中止となりました。



協会長と水谷 広輝くん(平成31年1月7日消防本部点検式にて)

児童防火標語

築上町立 椎田小学校5年
優秀作品 水谷 広輝くん

児童の防火意識の高揚を図り、火災予防を喚起するため、消防本部が毎年実施している児童防火標語に今年も協賛しました。

今回は、築上町の小学5年生を対象に募集し、6校119篇の応募がありました。平成30年11月13日、消防本部応接室において当協会長をはじめ、豊前市教育委員会委員長(学校教育課長)、消防設備安全協会長、消防長による審査会で、優秀作品1篇、入選作品10篇を選びました。

優秀作品のポスターを、管内の学校、店舗、事業所などに掲出していただき、火災予防を呼びかけます。

平成31年消防点検式(1月7日)において、消防長から水谷 広輝くんに賞状と記念品が贈られました。

安全管理研修会

平成31年1月22日(火)に京築広域圏消防本部講堂にて、安全管理研修会(14事業所19名)を開催しました。

(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構の石山様・井田様を講師に迎え、油汚染防除の基礎知識を話され、実際に水槽を使い防除法を講習してくださいました。



お知らせ

平成31年度の各種試験及び講習会の予定をお知らせします。

なお、会場の都合等により変更となる場合がありますので、事前に事務局等への確認をお願いします。

●危険物取扱者試験

- 第1回 平成31年6月下旬予定
- 第2回 平成31年10月下旬予定
- 第3回 平成32年2月下旬予定

協会では、それぞれの試験日に合わせ、準備講習会を試験日の約1か月前に実施する予定です。

なお、受講には事前の申し込みが必要となります。

●危険物取扱者保安講習

平成31年10月下旬予定

平成31年度の京築地区会場は荻田町となります。

日程等の詳細につきましては、平成31年6月ごろに発表予定です。

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現在、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方は、定められた期間内に受講しなければなりません。

◆受講対象者

- ①継続して危険物取扱作業に従事している者は、前回の講習を受けた日以後の最初の4月1日から3年以内。
- ②新たに従事する者は、従事することになった日から1年以内。ただし③に該当する者は③による。
- ③過去2年以内に免状の交付又は講習を受けているものは、免状の交付又は受講した日以後の最初の4月1日から3年以内。

従事していない方は、法令上特に受講する義務はありません。

※受講義務者が受講すべき期間内に受講しなかった場合は、消防法第13条の2第5項の規定により、危険物取扱者免状の返納を命ぜられることがあります。

●防火管理講習会

平成31年8月中旬予定

消防法により、就寝を伴う福祉施設などの10人以上、劇場、百貨店、飲食店、旅館、病院などで収容人員が30人以上、その他の工場、事務所、学校などで50人以上を収容する対象物は、防火管理者を定めて消防長に届出を行い、必要な業務に従事させなければなりません。

●防火管理再講習会

平成31年7月中旬予定

消防法施行令別表第1に定める特定防火対象物 同別表第1 16の3(項を除く)で収容人員が300人以上の建物の防火管理者などは、5年ごとに再講習が義務付けられています。

編集後記

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

表紙の写真を撮った日は、大雪が降った次の日で、大変な登山でした。

凍り付いた氷も解けだして湧水になっており、厳しい寒さの中でも春の訪れを感じることが出来ました。

本年も無事故へのお手伝いが出来ればと考えていますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局一同

春季火災予防運動週間

毎年3月1日～7日までの1週間は、春の火災予防運動週間です。

火災の起こりやすい時期を迎えるにあたり防火啓発を行うものなのです。

事業所や自宅での防火についての、ご協力をお願いします。

